

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 刑事事件に係る費用

**Q** : 私は個人で商売をしています。詐欺行為があったとして検察から起訴されたので、弁護士に相当の費用を支払い、これに対処していますが、この費用は必要経費になりますか？

**A** : 有罪とされないことが確定した場合に限り、必要経費にすることができます。

### 【解説】

事業主が刑事訴追を受けて有罪になった場合には、たとえその基因となった行為が業務の遂行に関連するものであっても、その刑事訴訟の費用は刑事責任の負担を軽減させようとするための費用であるということから、必要経費に算入できず、また、それに伴う罰金も、所得税法の家事関連費等の必要経費不算入等の規定により、必要経費に算入できないとされています。

ただし、違反がないものとされ、若しくはその違反に対する処分を受けないこととなり、又は無罪の判決が確定した場合には、その訴訟にかかる費用は、必要経費に算入することができます。

したがって、ご質問の場合の弁護士費用については、不起訴処分や無罪判決があったなど有罪とされないことが確定した段階で必要経費に算入が認められますが、それまでは、仮払金等の勘定科目で処理することとなります。

